

「小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件」勅令中一部改正に関する件

銀行法等特例法施行令第四條の規定により、無盡會社も小切手を提出することができることになつたから、小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の中に無盡會社を加へる必要があるからである。

裏面白紙

小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九條の規定に基き小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件（昭和八年勅令第三百二十九号）の一部を改正する必要があるから別紙命令案及理由をそえてここに闡説を求める

昭和二十四年 月 日

大藏大臣

内閣総理大臣

謹

裏面白紙

小切手法の適用について銀行と同視すべき人材は施設を定める件
の一部を改正する政令をここに公布する。

御名御璽

昭和二十四年 月 日

内閣総理大臣

金銭無
連物 56社
3社

政令第

号

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の一部を改正する政令

内閣は、小切手法（昭和八年法律第五十七号）第五十九條の規定に基き、この政令を制定する。

小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件（昭和八年勅令第三百二十九号）の一部を次のよう改正する。

「通帳官署」を「無盡官署」に改める。

（）の政令は、公布の日から施行する。

大臣
法務省
内閣総理大臣

↑ 附則令

↑理由書

銀行法等例法施行令第四條の規定により無盡會社も小切手を提出することができるところ(とある)から、小切手法の適用について銀行と同視すべき人又は施設を定める件の中に無盡會社を加する必要があるからである。

(一卷)

二、小切手法之適用ニ付銀行ト同視スペキ人又ハ施設ヲ定ムルノ件
昭和八年十二月二十八日勅令第三百二十九号

小切手法ノ適用ニ付テハ左ニ掲タルモノヲ銀行ト同視ス

近ノ官署

本令ハ昭和九年一月一日ヨリ之ヲ施行ス

附則

附則

この政令は公布の日から施行し、昭和二十三年十月一日から適用する。

三、小切手法ハ昭和八年法律第五十七号

第五十九條 本法ニ於テ「銀行」ナル文字ハ法令ニ依リテ銀行ト同視ヒラルル人又ハ施設ヲ含ム。

銀行法等特例法(昭和二〇、二、一六、法律二二一年)

第一條 勅令ヲ以テ定ム。金融機関又其外営業ノ全部若ヘ一部ヲ譲渡又ハ勅令ヲ以テ定ム。金融機関又其外営業ノ全部若ヘ一部ヲ譲受シタル者ハ其又決議又日付二週間内ニ決議ノ要旨及言葉ヲ該度又ハ譲受ニ異議アル債権者ハ一定ノ期間内ニ之ヲ逃ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ資金者其ノ地勅令ヲ以テ定ム。債権者以外ノ領事官が債権者並各別ニ之ヲ通告スルコトヲ要ス。

前項ノ期間ハ一月ヲ下セコトヲ得ズ。
債権者が第一項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ営業ノ譲渡又ハ譲受ヲ承認シタルト看做ス。

債権者が第一項ノ期間内ニ異議ヲ述べタルトキハ営業ノ譲渡又ハ譲受ヲ為サントス。同項又金融機関ハ済済ヲ為シ若ヘ相当ノ担保ヲ受クシ又ハ債権者が済済ヲ受ケシム。コトヲ目的トシテ信託業務ヲ當々銀行若ヘ信託會社。相當ノ財産ヲ信託スルコトヲ要ス。

第一項ノ公告アリタルトキハ営業ノ譲渡又ハシタル金融機関ノ債権者及同項ノ勅令ヲ以テ定ム。債権者は若シ民法第四百六十七條ノ規定ニ依ル確定日附アリ經審ヲ以テタル通知アリタルトノト看做ス此ノ場合ニ於テヘ莫ノ公告ノ日附ヲ以テ確定日附トス。

第二條 勅令ヲ以テ定ム。金融機関ヘ資金契約其他ノ多數人又相手方トスル定期的契約ニ付約款ノ変更ヲ為サントスルトキヘ政府ノ認可ヲ受ケ当該變更に異議アル相手方ヘ一定ノ期間内ニ之ヲ逃ブベキ旨ヲ公告スルコトヲ得但シ其ノ期間ハ一月ヲ下シコトヲ得ズ。相手方ガ異議ノ期間内ニ異議ヲ述べザリシトキハ契約ノ變更ヲ承諾シタルモノト看做ス。

第三條 勅令ヲ以テ定ム。金融機関ヘ政府ノ認可ヲ受ケタルトキヘ社債其ノ地ノ債券ノ償還ニ付勅令ノ定ムル所ニ依リ恩賜約ニ拘らず拘篤ノ方法並依テザルコトヲ得。

前項ノ規定ハ勅令ヲ以テ定ム。金融機関又其外営業ノ全部若ヘ一部ヲ譲

十三條又ヘ第二十八條ヘ第三十條第一項ニ於テ準用スル場合ヲ含ム一ノ規定ニ依リ社債ノ償還ヲ爲ス權限ヲ有スル場合ニ於ケル社債ノ償還ニ之ヲ準用ス
第四條 務合ヲ以テ定ムル金融機関ニ關シ必要アルトキヘ業務ノ制限、取締等ニ關スル法律ノ規定ニ付勅令ヲ以テ其ノ適用ヲ排除シ又ヘ特例ヲ設クルコトヲ得
第五條 政府ヘ命令ノ定ムル所ニ依リ事業者ニ対シ資金調達ノ方法ニ開シ必要ナル命令ヲ爲スコトヲ得
第六條 政府ヘ本法又ヘ本法ニ基キテ爲ス命令若ヘ処分ノ效果ノ確保上立障アリトキヘ金融機関ノ取締役、監査役其ノ他ノ役員ヲ解任スルコトヲ得

勅令第 一二六 号

銀行法等特別法施行令

第一條 銀行法等特別法第一條第一項ノ規定ニ依リ定ムル金融機関ヘ
銀行及證券ノ一部ノ譲渡又ハ譲受ノ決議ヲ爲シタル無盡会社トシ同
項但書ノ規定ニ依リ定ムル債権者ヘ積金者及掛金者トス

第二條 銀行法等特別法第二條ノ規定ニ依リ定ムル金融機関ヘ銀行、
信託会社、無盡会社、商工組合中央金庫、都道府縣農業会、市町村
農業会及市街地信用組合トス

第三條 社債其ノ他ノ債券ノ發行ヲ爲シタル金融機関ヘ銀行法等特別
法第三條第一項ノ規定ニ依リ主務大臣ノ認可ヲ受ケタルトキヘ社債
其ノ他ノ債券ノ償還ニ付主務大臣ノ定ムル所ニ依リ償還ヲ爲スベキ
金額ニ相当スル金額ノ社債其ノ他ノ債券ノ買入消却ヲ爲スコトヲ得
銀行法等特別法第三條第二項ノ規定ニ依リ定ムル金融機関ヘ銀行及
信託会社トス

前二項ノ金融機關ヘ銀行法等特別法第三條ノ規定ニ依リ主務大臣ノ
ノ認可ヲ受ケタルトキヘ攝理ナク之ヲ公告スベシ

第四條 日本勧業銀行、北海道拓殖銀行、日本興業銀行ヘ担保ヲ徵セ
ズシテ貸付ヲ爲シ債務ノ保証若ヘ手形ノ引受ヲ爲スコトヲ得

日本勧業銀行及貯蓄銀行ヘ爲營業務ヲ営ムコトヲ得

庶民金庫ヘ主務大臣ノ指定スル金融機關ニ對シ資金ノ融通ヲ爲スコ
トヲ得

無盡会社ヘ主務大臣ノ認可ヲ受ケ預金ノ受入レヲ爲シ又ハ受入レタ
ル預金ヲ担保トシテ貸付ヲ爲スコトヲ得

第五條 日本勧業銀行、北海道拓殖銀行及日本興業銀行ヘ勧業債券、
用スル場合ヲ含ム一昭和十八年法律第四十三号第二條（同法第九條
ヲ得

第六條 貯蓄銀行法第九條及第十條ヘ銀行法第十七條第二項ニ於テ準
用スル場合ヲ含ム一昭和十八年法律第四十三号第二條（同法第九條

ニ於テ準用スル場合ヲ含ム）並ニ國民貯蓄組合法第十條ノ規定ヘ
之ヲ適用セズ

第七條 本令ニ於テ主務大臣トアルヘ大藏大臣トス但シ農林中央金
庫、都道府縣農業會及市町村農業會ニ付テハ大藏大臣及農林大臣、
商工組合中央金庫及國民再生金庫ニ付テハ大藏大臣及商工大臣、
恩給金庫ニ付テハ内閣總理大臣及大藏大臣。南方開發金庫ニ付テ
ハ外務大臣トス

第八條 銀行法等特例法ニ於テ政府トアルヘ大藏大臣トス

大藏大臣銀行法等特例法第五條ノ規定ニ依リ事業者ニ付シ命令ヲ
爲サントスルトキハ当該事業者ノ當ム事業ノ所管大臣ニ協議スペ
シ

310